

(別紙様式4)

## 明細書無償交付の実施取りやめに係る届出書

令和 年 月 日

施 術 所 名 \_\_\_\_\_  
施術所の所在地 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_  
施 術 管 理 者 名 \_\_\_\_\_  
登 録 記 号 番 号 \_\_\_\_\_

北海道厚生局長 様

(この届出書は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

当施術所は、明細書の無償交付を実施する施術所として届出をしていましたが、明細書の無償交付の実施を取りやめますので、届け出ます。

なお、当施術所の状況は以下のとおりです。

### 1. 明細書の無償交付の該当状況(ア又はイに○を記載)

ア 明細書の無償交付義務化の対象施術所であったが、義務化の対象施術所でなくなったので、明細書の無償交付の実施を取りやめる。(注1)

イ 明細書の無償交付義務化の対象施術所ではないものの、明細書の無償交付を実施していたが、明細書の無償交付の実施を取りやめる。(注2)

### 2. 施術所の状況

(1) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータの使用の有無(ア又はイに○を記載)

ア 使用している

イ 使用していない

(2) 常勤職員の数

( ) 人

注1 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員(柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。)が3人以上である施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています。

注2 注1に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます。(この場合も、明細書発行体制加算を請求できます)

注3 保険給付を適切に実施するため、本届出書に基づき、明細書の無償交付を取りやめた施術所名、本届出書の届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省ホームページに掲載します。